

## 社会福祉法人くわの福祉会 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人くわの福祉会（以下「福祉会」という）の役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 福祉会の役員に次の報酬を支払う。

2. 報酬の額は、次の額とする。

理事長	月額	200,000円とする。
副理事長	月額	120,000円とする。
理事	月額	10,000円とする。
使用人兼務理事		職員給与を優先し役員報酬は支給しない。
監事	月額	10,000円とする。

(改正)

第 3 条 この規程についての変更、改正、廃止は、評議員会で定めるものとする。

附則 1. この規程は、平成 12 年 8 月 1 日より施行する。

附則 2. この規程の変更は、平成 16 年 10 月 2 日より施行する。

附則 3. この規程の変更は、平成 26 年 11 月 22 日より施行する。

附則 4. この規程の変更は、平成 29 年 6 月 17 日より施行する。